

○経済産業省令第三十九号
産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成三十年七月六日
経済産業大臣 世耕 弘成

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令
（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
（出願審査請求書の様式等）				（出願審査請求書の様式等）			
第三十一条の二 〔略〕				第三十一条の二 〔略〕			
2 特許法第百九十五条の二の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第八條第二項若しくは第十三條第四項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第十七條第二項の規定の適用を受けようとするとき（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十一条第二項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十四条第二項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第十条第二項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第六十六条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。				2 特許法第百九十五条の二の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第八條第二項若しくは第十三條第四項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第十七條第二項の規定の適用を受けようとするとき（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十一条第二項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十四条第二項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第十条第二項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第七十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。			
3～9 〔略〕				3～9 〔略〕			
（特許料納付書の様式等）				（特許料納付書の様式等）			
第六十九条 〔略〕				第六十九条 〔略〕			
2・3 〔略〕				2・3 〔略〕			
4 特許法第百九条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第八條第一項若しくは第十三條第三項、産業技術力強化法第十七條第一項第一号から第三号まで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項、福島復興再生特別措置法第八十四条第一項、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第十条第一項又は産業競争力強化法第六十六条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。				4 特許法第百九条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第八條第一項若しくは第十三條第三項、産業技術力強化法第十七條第一項第一号から第三号まで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項、福島復興再生特別措置法第八十四条第一項、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第十条第一項又は産業競争力強化法第七十五条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。			
5・6 〔略〕				5・6 〔略〕			
様式第44 （第31条の2関係）				様式第44 （第31条の2関係）			
〔略〕				〔略〕			
〔備考〕				〔備考〕			
1～5 〔略〕				1～5 〔略〕			
6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8條第2項若しくは第13條第4項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17條				6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8條第2項若しくは第13條第4項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17條			